

# 「テロ」前面言及70回

## 「共謀罪」審議

### 首相「内心、処罰しない」

犯罪の計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案の審議が6日、始まった。安倍首相は「テロ対策」を前面に打ち出して法案の必要性を強調。民進、共産など野党は「内心を処罰する」となる」と指摘、主張が真っ向からぶつかった。

## 時時刻刻

「世界各地でテロが頻発するなか、3年後には東京五輪・パリンピックを控え、テロ対策に万全を期する事は開催国の責務だ」首相はこの日の衆院本会議の冒頭で述べ、2001年の米同時多発テロや過激派組織「イスラム国（I.S.）」に触れ、テロ対策を前面に打ち出す姿勢を鮮明にした。

共謀罪は小泉内閣時代の2000年代、「悪意や内心を理由に処罰される」などと激しい世論の反発を浴び、3回廃案に追い込まれた。自民、公明両党にとっては鬼門の法案だ。

政府は今回、「共謀罪」の呼称を「テロ等準備罪」に変えた。さらに罪を適用する要件に「準備行為」を加えて、処罰範囲を限定したと強調。金田勝年法相もこの日の審議で「かつての共謀罪とは大きく異なる」との答弁を繰り返した。

野党が掲げるのは、仲間同士で犯罪をしようとする合意した段階で罪に問うことが、憲法が定める内心も思想の自由を侵害することにつながるのではないかとの恐れだ。

共産党の藤野保史氏は事前に治安維持法が制定された経緯を取り上げ、「ひとたび内心を処罰する法律をつくれれば、時の政権と捜査機関次第で、恣意的に解釈され、萎縮効果を生み、自由な社会をつぶして行く。これが歴史の教訓だ」と述べた。

これに対して、首相は「（共謀罪）の新設で捜査機関が常時、国民の動静を監視する社会になることはない」と反論。過去の共謀罪も「人の内心にとまる悪意や思想を処罰するものではなく、憲法違反ではなかった」としたうえで、法案は「内心を処罰するものではないことをいって明確にした」と主張した。

民進 逢坂誠二氏

共産 藤野保史氏

野党 藤野氏

### 「共謀罪」法案をめぐる野党の主な対立点は

#### 法案はテロ対策

テロ対策が目的であることは疑いようがない

テロ対策を口実にするのは疑念だ

#### 一般人は対象外

一般人や正当な活動を行っている団体は適用対象とならない。内心を処罰するものではないことは一層明確だ

NPO法人もサークルも草野球チームも（犯罪の実行を目的とする団体に変化したと捜査機関が認めたら）罪も対象となり得る

#### 国際組織犯罪防止条約締結に不可欠

未締結は世界で11カ国だけ。締結に必要な国内法だ

すでにテロ防止の13本の国際条約を締結し、66の重大犯罪は未遂より前段階で処罰できる。共謀罪を新設せず条約を締結すべきだ



首相 安倍晋三

## 判断基準明らかにならず

### 市民は対象？ 具体的な罪は？

法案の個別の論点も初日から激しい論戦となった。最大の論点の一つは、一般市民が処罰対象になるかどうか。公明の國重徹氏は「一般の市民団体や労働組合は対象とならないことは明らかだ」と指摘。そのうえで、自然保護などを主張する団体が盛り込みを計画したら対象になるのかと問うた。金田法相は「団体の結合の目的が正当なものと考えられ、処罰の対象となることはあり得ない」と応じた。

政府はこれまで、テロ組織など犯罪の実行を目的とする「組織的犯罪集団」が処罰対象になると説明する一方で、「犯罪の実行を目

的とする団体に性質が変われば対象となる」との考えを示し、野党は捜査機関の判断次第で一般人や市民団体も対象となり得ると指摘してきた。

逢坂氏は「捜査側が組織の目的が変わったかを判断するには経過を常に調べ、恒常的な監視が前提の法律だ」として、一般社会に対する捜査機関の監視が厳格化される懸念を示した。安倍首相は「犯罪の嫌疑がない正当な活動を行っている団体が捜査対象となることはない。新たな捜査手法を導入する予定もない。常時国民の動静を監視することになる懸念は無用

だ」と述べたが、捜査機関が「性質が変わった」と判断する基準は明らかにはならなかった。

捜査情報を他国と共有できる国際組織犯罪防止条約締結のため、政府は犯罪を実行する前の合意段階で処罰できる「共謀罪」が必要だと説明してきた点も、議論になった。

藤野氏は「すでに未遂より前の段階で処罰できる国内法がある」と指摘し、現行法でも条約が求める条件を満たすと主張した。これに対して、岸田文雄外相は、計画段階を罪に問う準備などでは条件の一部しか満たさないと反論。「現行法では、条約の義務を履行できない。テロ等準備罪を新設しなければ締結できない」と強調した。

政府は今回、「共謀罪」の新設に慎重だった公明党に配慮して、対象犯罪を原案の676から277へと半分以下に絞り込んだ。しかし、政府は05年に閣議決定した答弁書で、「犯罪の内容に応じて選別することは条約上できない」としており、条約の解釈も新たな論点だ。

（朝日、金元希）